解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大分県豊後大野市大野町田中二八三一番地

有限会社清幸産業

清算人　清田　満作

解散公告

当法人は、令和八年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎市和知川原一丁目一〇一

特定非営利活動法人宮崎健康福祉ネットワーク協議会

清算人　富田　雄二

解散公告

当社は、令和八年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎県都城市年見町二一号六番地一一

合同会社キュリアスファーム

清算人　重信　勇貴

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県鹿屋市川東町七九九二番地三

有限会社小牧組

清算人　小牧　敏美

解散公告

当社は、令和八年四月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県熊毛郡屋久島町安房二六九九番地

七八

iBelieve株式会社

代表清算人　笠井　雄介

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

沖縄県那覇市金城一丁目七番地一三ヒルズマンション四〇五

C株式会社

代表清算人　佐野　悠介

解散公告

当社は、令和八年四月三十日開催の株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

沖縄県豊見城市字高嶺六一〇番地六五

有限会社琉球元寿笑

清算人　徳永　直美

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

埼玉県さいたま市中央区鈴谷四丁目一一番一二号

医療法人社団皓明会

清算人　廣瀬　正剛

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

東京都昭島市朝日町一丁目四番七号

医療法人社団健結会

清算人　萩原　佳孝

解散公告（第一回）

当社は、昭和五年十二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

大阪市大正区三軒家東一丁目八番二三号

泉尾土地株式会社

代表清算人　森　芳人

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年四月二十四日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月一日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号

清算法人岩国市灘土地改良区

代表清算人　村河　武男

解散公告（第一回）

当土地改良区は、令和八年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和八年六月一日

山口県岩国市今津町一丁目一四番五一号

清算法人岩国市麻里布土地改良区

代表清算人　廣本　政次

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年三月三十一日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮城県刈田郡七ケ宿町字関一四〇番地

農事組合法人千年塾

清算人　田村　芳雄

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年三月三十日社員の欠亡により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

千葉県柏市中央二丁目二番一八号

医療法人社団杏仁会

清算人　加治美和子

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年四月二日の社員総会の決議により、同日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

宮崎県都城市上長飯町五二二八番地一

医療法人倫風会

清算人　渡邊　眞倫

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

鹿児島県日置市伊集院町清藤二〇〇六番地八

医療法人清風会

清算人　清田　隆二

解散公告（第三回）

当法人は、令和八年三月三十一日所轄庁の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年六月一日

茨城県結城市江川新宿一九七三の一五

学校法人みずがき学院

清算人　渕岡　大起